

審議会等の会議録	
会議の名称	平成26年度 第1回座間市景観審議会
開催日時	平成27年3月19日(木) 13時30分～15時30分
開催場所	サニープレイス座間 2階 会議室
出席者	加藤会長 吉田副会長 岡本委員 大沢委員 伊藤委員 室星委員 渡辺委員 大塚委員 木島委員 直原委員
事務局	関田都市部長 山口次長兼道路課長 浅黄都市計画課長 中里技幹兼都市計画係長 片野主事補
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴人数	なし
非公開・一部公開した理由	_____
議題	報告事項 第1号 景観法第16条の届出状況 第2号 座間市景観計画に基づく景観重要公共施設の指定 その他(昨年の結果報告、勉強会について)
資料の名称	報告第1号 景観法第16条の届出状況 報告第2号 座間市景観計画に基づく景観重要公共施設の指定 別添参考資料1～5
会議の内容 ※会議次第及び発言要旨等	事務局 それでは、定刻となりましたので、ただ今から 座間市景観審議会を開催させていただきます。 本日は、各委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。 今回は、皆様に景観審議会の委員をお願いいたしまして初めての審議会となりますので、ただ今から、委嘱状の交付をさせていただきます。本来ならば、任命権者であります、市長が委嘱すべきところですが、公務所用につき出席することができませんでしたので、代理者として託されました都市部長が代わって交付させていただきます。 関田部長お願いいたします。 なお、内容は同文ですので、恐れ入りますがお二人目からはお名前のみとさせていただきます。 はじめに、加藤 仁美 様 【 委 嘱 状 の 交 付 】 事務局 ありがとうございます。なお、任期は委嘱日より2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、ここで委員の皆様のご自己紹介をお願いいたします。加藤委員から順にお願いいたします。 (各委員自己紹介) 事務局 ありがとうございます。次に事務局の紹介をさせていただきます。 (事務局自己紹介)

事務局 どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、座間市景観条例施行規則第14条第5項によりまして、本日の委員さんの出席状況について報告をさせていただきます。

出席は、10名で全員出席となります。従いまして、本日の審議会は成立いたしますので、ただ今から、座間市景観審議会を進行させていただきます。始めに、部長より挨拶をお願いいたします。

(ー 部長あいさつ ー)

事務局 ありがとうございます。

次に、今回は皆様に景観審議会の委員をお願いして、第1回目の会議となっておりますので、皆様の中から、会長及び副会長をご選出いただきたいと思ひます。

座間市景観審議会条例施行規則第14条の規定によりまして、互選により、会長1名、副会長1名を選出することとなっております。どなたか立候補、あるいは推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

委員 (事務局一任)

事務局 ただいま、事務局一任というご意見を頂きましたが、異議ありますでしょうか。

(ー 異議なし ー)

事務局 それでは、事務局から提案させていただきます。会長には、これまでの座間市景観審議会の会長をお願いしております、「東海大学教授・加藤先生」に引続きお願いしたいと思ひますが、如何でしょうか。

(ー 異議なし ー)

事務局 異議なしということですので、引続き景観審議会の会長を加藤委員にお願いいたします。続きまして、副会長候補を会長の加藤委員より、ご推薦いただきたいと思ひますが、如何でしょうか。

(ー 異議なし ー)

会長 副会長に吉田委員を推薦いたします。

事務局 ただ今、会長より吉田委員をご推薦いただきました、皆様如何でしょうか。

(ー 異議なし ー)

事務局 皆様のご賛同をいただきましたので、副会長を吉田委員にお願いいたします。それではお手数ですが、会長には、前の会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、加藤会長からご挨拶をお願いいたします。

(ー 会長あいさつ ー)

事務局 ありがとうございます。

続きまして、吉田副会長からご挨拶をお願いいたします。

(ー 副会長あいさつ ー)

事務局	<p>ありがとうございました。 恐れ入りますが、部長は他に所用がございますので、ここで退席させていただきます。</p>
事務局	<p>これからの議事進行は、座間市景観審議会条例施行規則第14条第2項に基づきまして、議長を加藤会長さんをお願いいたします。なお、本審議会は、「座間市協働まちづくり条例」に基づき、公開を原則といたしております。会議の傍聴、議事録の公表につきましてご理解を賜りたいと思います。では、加藤会長、お願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより議題に入ります。報告第1号 景観法第16条の届け出状況について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号景観法届出状況について報告させていただきます。まず、景観法16条の届出についてですが、この届出は良好な景観形成のための行為制限を行うことを目的とするものであり、座間市景観計画では、高さ15m、または建築面積1000㎡を超える建築物、開発行為につきましては、区域面積2000㎡を超えるものが届出の対象となっております。また、鈴鹿長宿特定景観計画地区におきましては、延べ床面積10㎡を超える建築について対象としております。詳しい基準の内容は、お手元、A3閉じのパンフレットをご確認ください。</p> <p>今回ご報告いたします内容は、過去に届出のあった開発及び建築等のうち、今年度中に現地検査を行った物件についての結果報告となります。年度別の届出件数については、本日お配りした資料のうち「年度別 景観法届出件数一覧」をご確認ください。なお、平成27年3月10日現在、平成25年度が11件、平成26年度も同じく11件となっております。</p> <p>早速本題に入らせていただきますが、順に説明させていただきますので、事前にお配りいたしました資料の「報告第1号16条届出状況について」をお開きください。</p> <p>1ページ目をめくっていただくと、座間市の全図に今回の報告対象がプロットされております。今年度は、ひばりが丘のマンションと座間高校の2件となります。</p> <p>1件目は、座間市ひばりが丘五丁目地内のマンションです。当地の用途地域は第1種住居地域、敷地面積1,097.63㎡、東中学校のすぐ裏手にあり、隣地には戸建て住宅や道路を挟んで座間東原共同住宅などの団地が軒を連ねております。外壁は概ねグレー系で、写真ではわかりづらいかもしれませんが実際目前にすると、若干赤茶かったような印象を受けます。色味自体は周辺の住宅、団地、学校との違和感は少ないものと思われます。植栽については南の道路側（学校側）に建物壁面に密接するように低木が設けられており、量的にはやや少なめに感じられますが、緑化面積の基準は満たしており、植物の背が伸びればまた他の心象を得るものと思われます。</p> <p>つづいて2件目は、座間高校でございます。平成23年度から長らくの時間をかけて完成いたしました新校舎であります。ひまわりをイメージしたという黄色い外壁が特徴的です。用途地域は第1種中高層住居専用地域、敷地面積45,442.44㎡、周辺には桜田の低層住宅や、斜面緑地、また入谷駅や大山まで望むことのできる田園風景などが広がっております。黄色い外壁が周囲の風景に対してやや突出したイメージを受けますが、色味自体は基準値内にありますので問題はないものと判断いたします。</p>

事務局 以上、今年度はややすくないですが、景観計画区域内の届出後、今年度中に完成した建築物等の概要です。一部に課題が残るものとも感じますが、2件とも座間市景観形成基準に適合しており、変更命令及び勧告はありませんでした。以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたことについて、何かご意見・ご質問ございますでしょうか。

委員 勧告等はなかったとのことですが、座間高校は実際見た目がかなり黄色いように思いますが、基準は満たされているということでしょうか。

事務局 数値基準は満たされておりますが、背後の斜面緑地等、当地は自然の多い地域であるため、色が浮かび上がる印象をうけるものであります。しかし学校という比較的大きな公共建造物ですので、本来ならば色彩の専門家を交えて協議を行うなど、そういった方策を講じるべきであったという課題が残るとともに、より専門的な対策の必要性を感じさせる事例であると考えています。

また色味は季節によっても見え方が異なるものですし、景観的要素は数値基準のみで一律にダメとも言い切れるものでもありません。ですので、審議会場で事業者計画の景観的な部分を説明してもらうなど、より深い議論ができるような仕組みを今後考えていかねばならないものと思っております。

委員 色味の説明については、どのくらいの規模の見本をもってきたかというのが重要であると思います。実際、小さい見本であればそれほどでもない色味でも、大きなものにすると、明るさや鮮やかさが、あるいは見た目が、かなりきつと感じるものがあります。

また学校の色などを、先生や子供たちが色を決めるという事例がありますが、そういう決め方は、私はあまり好ましいものではないと考えております。個人のお宅の例でも、小さい見本を見て、これならいいじゃないかと思っても、実際壁を塗ってみるとちょっと近所迷惑かなという事例も多々あり、学校は周辺に大きく影響する公共物ですので、もう少しサジェッション（議論）が必要かなと思います。

委員 黄色いのが良い、悪いはともかくとして、一方では学校は目立ったほうが良いという意見もあると聞き及んでおります。景観は価値観や感覚といったものに影響されるものでありますので、どういった価値観で景観をつくるか、が大きなポイントであると考えます。

委員 一点申し上げたいのは、色彩で基準をつくるというのはずいぶん前から行われてきた手法であります。それが良いか悪いかと聞かれれば、概ね皆さん悪いと思っておりますところではないでしょうか。そこで、やはり重要になってくるのは、テクスチャ＝素材の問題ではないかと思えます。例えば、銀座8丁目の真赤な資生堂ビルは、塗っているのではなく素材が赤いので時間と共に深みや味がでるものと思われま。

すぐには無理かと思いますが、今後は色彩だけではなく、素材の要素も検討することが必要かと思えます。

委員 色彩には民族的な感覚が広く反映されるものかと思いますが、例えば仏像を例にとると、古くなったら金色に塗っていったほうが良いと思う人たちがいる一方、そのままのほうが古くて味があると感じる人達もおります。しかし歴史ある神社などでも、鳥居等を朱に塗り直したりすることもありますので、やはり単純な色彩数値基準だけでなく、総合的に考える必要があると思えます。

事務局 少し補足させていただきますと、現在悩んでいるところではあるのですが、現状景観担当は兼務で1名であり、また確固たる基準は現状色彩の数値程度しかありません。

しかし、基準を超えていても景観的に良いと感じるものもあれば、基準内であってもこれはどうなのかと感じるものも実際あります。ですので、担当1名の限られた人員配置のなかで景観というものを今後考えていくためには、ある場合によっては基準を厳しくしたり、または逆に緩和するといった議論を、あるいは必要に応じて設計者・事業者が審議会において説明を求めるなど、そういった審議会レベルでの取り組みをシステムのなかに盛り込んでいかなければならないと考えているところです。こちらにつきましては、いずれ改めて審議会へ相談させていただきます。

委員 東京のある区で、基準を超えた建物が当地の景観審議会で話題になった例があります。実際現地を歩いてみると、建物の前に流れる川に区の作った木製の橋が架かっているのですが、件の建物はその欄干の色味に合わせた色になっており、それが周囲の風景に溶け込んで、結果的に景観的に良い印象を得たという事例のひとつです。

やはりどこにあるのかということ、背景との一体感から判断した方がいいと思うとともに、一律で規定するよりも地域ごとや素材との関係で考え、あるいは大きな壁面を持つ建築物や公共物については別の基準を設けるなどの配慮が必要かと考えます。

委員 時間のないところ申し訳ないですが、景観の形成というのは設計者と行政とのまちづくりの理念の対立という問題を孕んでいると思うのですが、そのあたりは当局側としてはどのようにお考えなのでしょうか。

事務局 景観法自体が届出・勧告という制度ですので、勧告してしまえば良いという面もありますが、一方で届出していただいたうえで協議していただくというベースもありますので、景観のチェックリストを基に双方の理念の視点から協議して決めていくのが好ましいと考えます。

また景観条例や届出という制度があるということは、そういった制度があるのだから景観上配慮した建物を作らなければいけないのだ、ということを設計者が事業主や顧客に説明する根拠として使っていたきたいと考えております。

議長 皆さんありがとうございました。以上でよろしければ、つづいて報告第2号景観重要公共施設の指定について、事務局の説明を願います。

事務局 では、続いて報告第2号の説明をさせていただきます。資料は、事前にお配りいたしました報告第2号景観重要公共施設の指定作業をご覧ください。

本来ならば、昨年度2件指定しましたので今年も2件指定と行きたいところでしたが、県施設である谷戸山公園が今回対象となっておりますので、事務上の協議に時間がかかるため本年度は途中報告のみとさせていただきます。

本題に入る前に、なぜ当市では景観重要公共施設の指定を目指しているのかというところですが、郊外において景観を改善するチャンスというのは公共事業が行われるタイミングに連動しており、例えば谷戸山公園ができたときや、相模が丘仲よし小道の整備などが良い例であります。無論、本来道路や河川などの公共施設は、人や車が往来する、あるいは水を安全に流すこと等を目的としておりますが、景観重要公共施設は、それを前提としつつ質の面での配慮、つまりその場その場にあった景観上の配慮をしていただきたいと宣言する、という主旨で指定を目指しております。

事務局 では、本題ですが、今年度はまず鈴鹿長宿特定景観計画地区の道路の指定を目指しております。これまでの簡単な経過についてはお手元の資料のとおりでございます。指定対象については道路と一部の道路と一体となった水路を景観重要公共施設に指定する予定でございます。

また、指定対象は景観法のなかで特定公共物として細かく規定されているため、特定公共物に含まれない、鈴長内の小広場や単独の水路については景観重要公共施設に準ずる施設として運用する形をとらせていただいております。

つづいて整備基準と占用許可基準の各案が別紙1-1にございます。景観法では景観重要公共施設について施設管理者に対する整備に関する事項と、施設の占用の許可に係る基準を定めるものとしております。整備に関する事項につきましては、当地は鈴鹿長宿まちなみ整備事業ですでに整備された場所ですので、完全に同じとは言わなくとも、当初の設計の趣旨や今まで大事にしてきた部分を守りながら維持補修に努めてもらうため、施設管理者に施設の景観的重要性を確認してもらうことを主旨として、指定を行うものです。占用許可基準については、既存の各法に基づく占用許可基準に景観的基準を規定するものであります。

鈴鹿長宿も整備事業が完了してから10年が経過し、ところどころ補修を要する箇所が露見してまいりました。しかし現状のままでは予算の都合上、十分な補修対策を行うのも難しいため、景観重要公共施設に指定され景観を保っていく必要がある施設であるということを外へ向けて主張し、必要な部分については適切な維持補修が図れるよう促していきたいと考えております。

つづいては、県立座間谷戸山公園でございます。

経過につきましてはお手元の資料通り、現在県本庁・土木事務所との調整をつづけております。

現在の進捗状況といたしましては、別紙2の整備に関する事項と占用許可基準等おおまかなものはできております。しかし、不確定要素の多い現状では、具体的な事項を細かに決めるのは現実的ではないという事で、毎年度当初にその年度の整備と占用予定について一括でもって土木事務所と座間市の間において確認と協議を行い、どのような事例が具体的にあがってくるかを確かめるための仕組み作りについて現在調整を行っております。そのなかで積み重ねた結果を踏まえて、今後具体的な基準を定めていこう、というスタンスで取り組んでおります。

さしあたりの課題といたしましては、例えば公園内の自動販売機やあるいはフェンスの色、また、谷戸山公園の主体部分である樹木の維持・保全についても、具体的な協議と調整を行ったうえで効果を確認していきたいと考えております。

以上、簡単な途中報告ではございますが、報告第2号 景観重要公共施設の指定について説明させていただきました。

議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたことについて、何かご意見・ご質問ありますでしょうか。

委員 ただいま報告のありました鈴鹿・長宿について質問というよりも意見というところなのですが、ひとつ述べさせていただきます。

当地では、協定の締結からすでに20年が経ち、色々な問題が顕在化しつつあるとともに、市側の財政が厳しいということもあって、なかなか補修等の進まない箇所が多数見られます。

話が少しそれますが、先日相模が丘仲よし小道の完成に関連するニュースなかで、整備費用が3億円ほどの話を耳にしました。

委員 今回、予算の確保や適切な維持管理を促すという意味で指定を目指すといことは理解いたしました。例えば鈴鹿長宿当地の”花いっぱい運動”などは、言ってみれば現在は”花少ない運動”になりつつあり、現実的に財政的に厳しいのは承知しておりますが、当地ではせっかくやるからには綺麗に花を植えたいという要望も度々聞かれます。また、番神水の補修についても毎年要望をだしているところですがなかなか進まず、いよいよ死んだ池になりつつあるという懸念があるのと、まちづくり協定運営委員会のメンバーの年齢層の上昇もあって、まちづくりの協力体制なども含んで全体的に盛り上がり欠けております。こういった問題にもひとつ何か対策をお願いしたく思います。

それと龍源水ホタルの公園の水車についても、現在の水車はすでに二代目となっております。今後スペアもない状況です。現況では、これが壊れれば廃止という方針で話が進んでおりますが、正直なところ、あの場所には水車があったほうが良いと思うところがあります。

我々の努力が足りない点もあるかとは思いますが、是非とも市としてもこれらの維持補修について、相模が丘仲よし小道の例も踏まえて具体的な対応をお願いたく考えております。

さらにもう1点、当地の湧水の水量についてですが、現在ポンプアップしないと水がほとんど出ない湧水もあり、今後の水量の減少についても懸念が残ります。

以上、当地の状況と意見を述べさせていただきました。

事務局 ひとつだけ話をさせていただきますと、まず、地元皆さんには立ち上げから今日に至るまで、長い間よく頑張っていたと考えております。実際に住んでいるとあまり感じないことかもしれませんが、私も多くの方を当地で案内しておりますが、かなり高い評価をいただいているのは確かなところではあります。

また、相模が丘仲よし小道のお話が途中ありましたが、鈴鹿・長宿の整備予算も同じく3億円程度であったことから、まちづくりに係る必要経費は、概ね似たようなものになるのだなという感想を得ております。また、国庫補助がある時点での鈴長の予算が年間3千万円ほどでしたが、現状の都市計画課の補修予算では6、70万円程度となっており、これではとても維持・補修に必要な費用は賄いきれないというところがあります。そういった点を庁内的にアピールするとともに、設計当初の理念や地元住民の皆さんと積み上げてきたまちなみを適切に守っていくために、今回の景観重要公共施設を使っていきたいと考えております。

今後といたしましては、叙述の相模が丘仲よし小道も来年度以降景観重要公共施設に指定する予定でありますので、先立つ勉強会のなかでも少し話が出ましたとおり、この先市西側の鈴長と市東側の仲よし小道という当市の東西の景観軸同士が、今後の維持管理などについて互いに勉強しあえるような連携をとっていくことが大事ではないかと考えております。

また水の問題ですが、当初より水自体はあまり多くありませんでした。かつて湧水期にほとんど水がなくなった時期がございましたが、あの状況が長く続くとやはり景観的にかなり影響があり、これなら水路を塞いでしまってもいいのではないかと、というくらい惨憺たる状況でした。

ですので、ポンプを使ってでも水を流すことには景観的にも一定の意味があるものと考えております。また、ポンプを使っていることをもってアピールし、自然の状態だけでは限界があり、当地の維持管理にはより一層の努力が必要なのだ、ということを主張していく必要があると考えております。

それと水車についてですが、実際あの水車は当地を訪れたひとの評価も高く、また設置の経緯には当時の地域住民の方も関わっておりますので、そう簡単になくすというわけにもいかないものと思います。できるとは言い切れませんが、地元から再度盛り立てていただければ、できるかぎり対応させていただきます。

- 委員 何年か前に私が鈴鹿長宿を始めて訪れた時は、座間にもこんな素晴らしい景観があるのか、と感心させられたもので、他所の学校等を訪れた時には見学会でもやってはどうかと提案もさせていただきました。
- しかし今、別委員のお話にもありましたが、当地の水車もあのままでは少し残念な気がいたします。また、座間と言えばやはり水というのはよく聞かれる話ですが、当地の水量についてもポンプアップをしているというところは、事務局のお話にもありましたが、自然のままだけではなくもうひと手間が必要というのをもっとPRしてよいと思います。
- 当地の維持にはボランティアが重要なのは承知しておりますが、何かしらの投資はやはり必要ではないでしょうか。地元住民の方が停滞を感じているというのは、少々寂しい気がいたします。
- 委員 水のポンプアップについてですが、谷戸山公園におきましても水をくみ上げているという事例がございます。当初その話を伺ったときは驚きを感じましたが、自然に湧きあがる水だけでは足りないという事情や、生物多様性も水によって育まれるものでありますので、やはり水が流れる空間には水を流しておくほうがよいと今は考えております。
- 谷戸山公園でも同様に行っているものでもありますので、鈴鹿長宿におかれましても、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。
- 委員 私も先日、現地を見させていただきまして、色々大変であるというのは勉強させていただきました。なかなか難しい話ではあるのですが、例えば谷戸山公園は住んでいる人がいるわけではない、ある程度やりやすいかと思うのですが、当地は住民がいる場所ですので、今後どうしたらよいかはまたよく考えていく必要があるものと思っております。
- 当地の意識としては、やはりよそ者がはいるのは嫌だという考えと、もう少し外の力も借りようかという考えがあるかと思っておりますが、このあたりが話の要点ではないかと私は考えております。
- 外ばかりが元気でもしょうがないのですが、それが内側の人たちの活気の種になる可能性はあるものと考えます。もちろん、住宅地ですので全面的になにかやるというのはあまりそぐわないと思っておりますので、先ほどの別委員のお話のように学校の見学会だとか、ちょっとした重くないイベントなどを行ったりするのも、一手なのかなと思っております。
- また生物多様性という観点にあっては、実は私の住んでおります地域でも、かつての水路を埋めて緑道を作った事例がございます。仮にどぶ川みたいなものであっても、せせらぎがある場所はやはり生物が多様なものであります。しかし、この緑道においても、やはり地域住民の間では花の管理が難しいため花壇を埋めてしまったり等、色々問題が出てきております。
- 最後にひとつ申し上げておきたいのは、鈴鹿長宿も行政へのお叱りの声から始まったことですので、やはり要望は言い続けたほうがよい、と思っております。ただ役所の人も人間ですので、ガンガン言うだけではなく、何かいい方法はないですか、というような形で言っていくほうがお得であると思っております。
- 委員 鈴鹿長宿の景観的な重要性はよく理解いたしました。しかし、取り組みについては全体像が見えにくく、もっと戦略が必要ではないかと思っております。現状のままでは鈴鹿長宿の地域だけで問題を抱えているような印象を受けますが、これをもっと座間全体の座間らしさの問題として考えていく戦略が必要かと思っております。
- また、座間の雨水浸透についての取り組みは全国でも先駆的なものであって、いまでこそ一般的になったものの、20数年前は座間しかやっていなかったようなものです。ですので、是非とも再度目覚めて、全国でも先駆的なことをしていたということ、市民にもアピールしていくことが必要ではないでしょうか。

事務局	<p>ただいま伺いましたように、戦略は必要かと考えております。今後の維持管理の時代のなかで、まちづくりの方向性を決めるツールとして、景観重要公共施設を使っていきたいと考えております。</p> <p>地下水の問題については、座間市では地下水保全条例がございまして、20年前に、宅地開発にあたって雨水浸透というものを取り入れ、すぐ雨水を側溝に流すのではなく宅地の地面に浸透させるという方を開発指導要綱の中で現在でも指導しております。これは台地部に雨水を浸透させることで地下水の保全に一定の効果を得られるものであり、いまでこそ有名な方法となりましたが、当市が先駆的に導入してきたという経緯はあります。しかし、それを対外的にアピールするというようなことは行っていないのも事実です。</p> <p>実際、東京などでは雨水はすぐに側溝に流されますので、雨水の河川への到達速度というのは大変早くみるみる水位が増えるのですが、当市の鳩川や目久尻川は一定の溜まりがあるため水位の上昇は比較的緩やかであります。こういった一定の効果・メリットがあるという点については、今後PRしていく意味があるものと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。では、ここで一旦休憩をはさみまして、10分後に再開したいと思います。</p>
<p>(10分休憩)</p>	
議長	<p>休憩を解きまして、会議を再開いたします。最後にその他ということで、事務局のほうから何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、前回の景観審議会で議論いたしました景観計画の変更に係る事項の結果報告でございますが、本日お配りいたしました1枚ものの資料をご覧ください。</p> <p>こちらは前年度、龍源院の建替えに伴い、高さの制限を一部緩和したものでございますが、その後の都市計画審議会におきまして、この文章だけでは全ての建物が対象になってしまうため適用の範囲を限定すべきではないか、という意見がございまして「寺、神社等歴史的建築物にあっては」という文言を追加する結果となりました。</p> <p>こちらは景観審議会においてすでに審議されたものではありませんが、当時都計審の委員として在籍しておりました鈴長協定運営委員会の委員長にも納得いただきましたので、都計審での意見を踏まえた叙述の内容にて最終決定とさせていただきます。景観計画の変更につきましては、以上でございます。</p>
委員	<p>鈴長に関連しまして、ひとつ質問させていただきたいのですが、当地には閻魔堂というものがございまして、こちらの扱いをどうしたらよいか地元でも少々手を焼いております。</p> <p>地元で掃除やお祭りは定期的に行っているのですが、宗教的なものでもありますので参加したくない方もいられます。しかし閻魔堂の歴史は300年近くになるものでもございまして、宗教的な側面と歴史的な側面の両方があります。</p> <p>そこで、市としてはこの閻魔堂についてはどういった見解をお持ちなのか伺いたく思います。地元の問題なので地元で何とかすべきなのか、あるいは何か行政的な対策があるのかお聴かせください。</p>
課長	<p>見解を言わせていただきますと、宗教的施設であるといわれてしまうと、公共的な関与は難しいところです。ただ、当の閻魔堂のある付近は、水路や道路が交差する景観としてはとても良いところであり、訪れた人たちも閻魔堂のなかを覗いたりしているもの事実でございます。</p> <p>土地自体は市のもので上物は地域の共有物となっておりますが、歴史的なものとして修復等の対応を行うということであれば、また別の方法がありますので、私から教育委員会にも相談してみたいと思います。</p>

議 長	他に、ただいま報告のありましたことについて、ご意見・質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。
委 員	見当違いかもしれませんが、鈴鹿長宿や仲よし小道を景観重要公共施設に指定していくなかで、景観の保全のための基金を作るといのは、どうでしょうか。
課 長	見当違いということはないと思います。地域のPRも含めて、基金単独だけではなく関心をもってもらうための一連の活動として、今後景観審議会のなかで皆さんに継続的に議論検討していただきたい事項ですので、私どもも徐々に資料を整えていきたく思います。
委 員	基金に関連して、ひとつ意見を申し上げます。 昨今遺産相続等に絡んで国税だと何に使われるかわからないという ことで、地域の為に資産を使って欲しいという方が全国的に徐々に増 えているそうです。しかし、市側での受け入れ態勢が整っていないと、 申し出があってもたらいまわしにされてしまうというようなことも起 きており、このあたりはよく突き詰めておく必要があるものと思いま す。なお私の関わっている事例でも1億円程度の寄付があり、地域振 興のための備品購入等、色々なことに役立っているところでございま す。
委 員	基金の内容はよく検討していただきたところですが、しかし、か つて銀行の利回りのよかったところは運用もやりやすかったのですが、現 状はそうもいかないところでもありますので、基金の運営にあっては株式 投資を行うなどの資金の運用が必要になるものと思います。そうします と、誰が運用を行うのか、といったような問題も出てきますし、より検 討が必要かと思えます。しかし、昨今の国会でも問題になっていた牛肉 が貰えるからふるさと納税するといったようなものではなく、純粋に 「地域のための基金」とするものは、あってよいものと考えます。
事務局	今後より議論していただいて、景観のこれらかのありかたを考えるう えで、そういった内容を答申していただくのもひとつの手法であると思 います。無論、すぐにというわけにはいかないので、今後入念な検討を して行く必要はあります。
委 員	もう一点だけよろしいでしょうか。ただいま審議中の鈴鹿長宿の景観 重要公共施設について、現状すでにやることが決定しているという認識 でよろしいでしょうか。地元としては、いまのところ反対というわけ ではないものの、もしも嫌だという意見が出しまった場合はどうするの でしょうか。
事務局	結論から申し上げますと、制度的に、景観重要公共施設の指定は地元 の合意は前提ではありません。しかし、鈴長は皆さんと一緒に作って きたものですので、しっかりと説明して、意見を伺ったうえで、この景観 審議会で決をとるような形になります。 ですので、合意がなくても指定はできてしまいますが、まだ地域で意 見がまとまらず、もめているような状態で強行的に指定するようなこと はいたしませんし、来月の総会でもまた私が説明いたします。
委 員	鈴長の施設管理者は市になるのでしょうか。
事務局	はい。道路であれば道路課、小広場であれば公園緑政課、単独水路に ついては下水道課が管理者になります。
委 員	本日の会議を通して思ったのですが、本日各委員からイベントやアピ ール、また戦略といったようなものについて意見がありましたように、 これらは合わせて景観の「戦略」であるものと思います。

委員	<p>ですので、これはお願いなのですが、もしできるようであれば今後基金の話題などを進めていく前提として、全体戦略のモデルケースのようなものを用意していただけると、話も進めやすくなるかなと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他になければ、最後に前回のまち歩き勉強会について、進みたいと思います。</p>
事務局	<p>先日は皆さんどうもお疲れ様でした。当日は鈴鹿長宿や相模が丘仲よし小道などを視察していただきましたが、勉強会をとおして、また勉強会そのものについて何か意見・感想等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>先日の勉強会で途中立ち寄りました「さがみ野」ですが、相模が丘、東原、さがみ野が一本につながれば、更にとてもよい景観になるものと思います。また、花壇の維持管理などは地域住民との協働がやはり必要であると実感いたしました。</p>
事務局	<p>ただいま市と市民との協働というお話が出ましたが、今後は、この市と市民だけでなく、市と事業者・企業との協同が必要かと思います。今後日産の跡地にやってくる大型商業施設や、すでに開発された大型倉庫の敷地については、開発指導のなかで4mの緑地を設けるように指導を行ってききましたが、現状すでに運用されている企業の施設内で、緑道のような運用ができるのか等、この先検討して行きたいところです。</p>
委員	<p>その倉庫や大型商業施設の予定地では、特に協定のようなものはないのですか。</p>
課長	<p>協定は特にはないです。おそらく来年度策定予定の、仲よし小道基本構想のなかで、どういった戦略でいくかを検討しているところです。こちらについては景観審議会の方にも逐次報告いたしますのと、また、基本構想策定のなかで景観市議会の意見も何か反映させていければよいかなと考えております。</p>
委員	<p>仲よし小道に関連してですが、実際仲よし小道にしても鈴長にしても作る時は予算がつかますが、結局はランニングコストで悩むわけです。また、維持・保全と一言に言いますが、誰が引き継いでいくのかということや、どんな色味や見た目が調和のとれている景観と言えるのか、またどのように維持・保全していくのか、そういったことも含めて全体戦略というのを考えていく必要があるのではないのでしょうか。</p>
課長	<p>ランニングコストや維持保全の方針等、いっぺんに片づけるのは難しいですが、小分けにして少しずつ次回以降の景観審議会に報告させていただきます。</p>
委員	<p>維持保全の方針など、色々な課題が見えてきたと思うところですが、例えば大規模な建築物の色味の問題などにつきまして、隣の海老名市さんでは事業者に具体的な景観への配慮事項を景観審議会でも報告してもらおうといった方策をとっております。諸々の問題点もありますが、委員の前で説明と報告を求めることにより事業者と審議会の間である種の緊張感ができるわけです。今後、こういった方策を座間市でも検討していくとよいと思います。</p>
議長	<p>ほかによろしいでしょうか。色々な意見ありがとうございました。では、以上で本日の議題はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。すべての議題が終了しましたので、これにて平成26年度 第1回座間市 景観審議会 を閉会いたします。なお、次回の平成27年度第1回景観審議会は、6月下旬から7月上旬の開催を予定しております。詳細につきましては追って文書にてお伝えいたします。</p> <p>本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。</p>
-----	---